▶閲覧・意見募集に関する共通事項



閲覧・意見募集期間

(1)~(4): 1 = 11 = 100 ~ 2 = 9 = (A)

(5)~(7): **1**月**19**日(4)~**2**月**17**日(金)

対象(次のいずれか)

市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業 所を有する方、市税の納税義務を有する方、各事案に 利害関係を有する方

閲覧場所

各計画等の所管部署、支所総務課(アスピアこだま 2階)、市民活動推進課(はにぽんプラザ1階)、図書 館(本館・児玉分館)、市田

※④については、上記のほか企画課(市役所3階)で も閲覧可。

閲覧時間

各閲覧場所の開庁・開館時間

意見の提出方法

所定の用紙に必要事項を記入のうえ、 郵送、∞、☆または直接担当課へ ※詳しくは、各閲覧場所及び市IPで配 付の用紙をご覧ください。



市田

意見の取り扱い

意見に対する考え方及び修正案は、内容を公表し ます。類似の意見はまとめて公表します。住所・氏名 等は公表しません。また、意見に対する個別の回答は 行いません。

毎月3万2.500部発行の広報紙

広報ほんじょうに 広 告 を

掲載しませんか

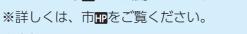


- ▶掲載位置 くらしの情報 Station ページの最下段 ※今号では 20 ~ 24 ページに掲載しています。
- ▶募集枠数 10 枠(多数の場合抽選)
- ▶**枠の大きさ** おおむね縦 52mm×横 86mm
- ▶刷色 単色 (黒)
- **▶広告料** 3号分 3万円 (3号単位で最長 12号の 申込可)
- ▶掲載期間 令和5年4月号~令和6年3月号
- ▶申込 次の書類を郵送または直接広報課(市役所3)
- ・有料広告掲載申込書(広報課及び市品で配付)

- ・業務内容の分かるもの(パンフレット等)
- ・広告の原稿(電子データ)
- ※申込者が市外の場合のみ下記も必要となります。
- ・市町村税に滞納がない証明書(完納証明書)

▶注意事項

- ・内容によっては掲載できない場合があります。
- ・広告の掲載された広報ほんじょうは、 アプリや市IPでも公開されます。







市田

▶意見を募集する計画等



閲覧・意見募集期間:1月11日3~2月9日休

次期本庄市まち・ひと・しごと創生

★企画課(市役所 3 階) ☎25-1157

出生率の改善・向上と若い世代の転出抑 制・転入促進による人口減少の抑制に取り 組むため、本庄市まち・ひと・しごと創生 総合戦略を策定しています。

現在、令和5年度からの5年間を計画期 間とする次期本庄市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の策定を進めています。

③ 本庄市文化財保存活用地域計画(案)

★文化財保護課(市役所 4 階) ☎25-1185

市内で受け継がれた歴史文化を現代に伝 える文化財を保存し、他分野と連携して積 極的に活用していくため、本庄市文化財保 存活用地域計画を策定しています。

現在、令和5年度からの10年間を計画 期間とする本庄市文化財保存活用地域計画 の策定を進めています。

② 本庄市環境基本計画 [中間見直し](案)

★環境推進課(市役所 4 階) ☎25-1 173

市内の環境の保全・創出の方向性を示す ものとして、平成30年度からの10年間を 計画期間とする本庄市環境基本計画を策定 しています。

現在、計画策定から5年が経過するた め、計画の中間見直しを進めています。

第3次本庄市子ども読書活動推進計

★図書館本館☎24-3746

現在、令和5年度からの5年間を計画期 間とする第3次本庄市子ども読書活動推進 計画の策定を進めています。

子どもの読書活動を総合的かつ計画的に 推進するため、本庄市子ども読書活動推進 計画を策定しています。

閲覧・意見募集期間:1月19日休~2月17日金

⑤ 本庄市都市計画マスタープラン(案)

⑦ 本庄市地域公共交通計画(案)

市が持続可能な都市であり続けるための まちづくりの方針や、その実現のために最 適な公共交通のあり方等を定めることを目

⑥ 本庄市立地適正化計画(案)

★都市計画課(市役所 2 階) ☎25-1 1 3 6 的として、本庄市都市計画マスタープラン、 本庄市立地適正化計画、本庄市地域公共交 通計画の策定・見直しを現在進めています。

閲覧・意見募集について、詳しくは 11 ページをご覧ください。

皆さんの た意見が重要な政策 意見

皆さん

の意見を募集します